

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月23日（平成30年（行個）諮問第146号）

答申日：平成30年12月3日（平成30年度（行個）答申第143号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人が、真夏に、エアコンが壊れた独房に軟禁され、かつ、草刈りを強制的にさせられていたことについて、元特定署員及びその部下職員が取得及び作成した文書（日報を含む）。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年5月11日付け岡労発基0511第3号により岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月12日付けで、処分庁に対して、法27条1項の規定に基づき、「請求人が、真夏に、エアコンが壊れた独房に軟禁され、かつ、草刈りを強制的にさせられていたことについて、元特定署員及びその部下職員が取得及び作成した文書（日報を含む）。」に係る訂正請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年5月25日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、原処分による平成30年3月5日付け岡労発基0305第1号の開示決定により開示を実施した「請求人が、真夏

に、エアコンが壊れた独房に軟禁され、かつ、草刈りを強制的にさせられていたことについて、元特定署員及びその部下職員が取得及び作成した文書（日報を含む）。」である。

(2) 訂正の要否について

本件対象保有個人情報について、処分庁に確認したところ、特定労働基準監督署職員が聴取対象者から直接事情聴取を行い、同対象者に聴取内容を確認してもらった後、同対象者から署名・押印がされたとのことであり、聴取内容は正確なものであるから、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成30年3月5日付け岡労発基0305第1号により開示決定され、開示の実施を受けた本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報については、特定労働基準監督署職員が聴取対象者から直接事情聴取を行い、内容確認後申述人から署名・押印がなされたものの内容であり、正確なものであるとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、

①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の訂正請求部分は、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の「調査結果」欄に記載された内容の一部であり、その最終行の記載内容から、労災請求調査に当たっての審査請求人以外の第三者の聴取書を引き写したものと認められることから、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、処分庁に確認したところ、特定労働基準監督署職員が聴取対象者から直接事情聴取を行い、同対象者に聴取内容を確認してもらった後、同対象者から署名・押印がされたとのことであり、聴取内容は正確なものであるから、法29条に基づく訂正を行う義務はない旨説明する。

(2) 別紙の訂正請求部分は、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の「調査結果」欄に記載された内容の一部であり、上記2(2)イのとおり、審査請求人以外の第三者の聴取書を引き写したものであることから、聴取書の記載内容等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりである。

ア 労災請求調査において、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の「調査結果」欄には、一般的に、労働基準監督署の担当官が聴取し、作成した聴取書や収集した資料に記載された内容が引き写されているところ、本件に関する聴取書には、被聴取者の署名・押印がされており、また、当該聴取書の記載内容と「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の「調査結果」欄の記載内容とは、同様の内容である。

イ 審査請求人が主張する「特定氏名Yが自ら自白した文書」がどのよ

うな文書であるか判然としないが、「自白した文書」を「聴取書」と広義に捉えても、特定氏名Yの聴取書において、審査請求人が主張する当該訂正請求の根拠となる情報は認められない。

(3) そうすると、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の「調査結果」欄に記載された訂正請求部分については、審査請求人以外の被聴取者が、聴取時に発言した内容に誤りがないことを、被聴取者自身が認めているものであり、また、記載内容が、事実でないと判断できる具体的な根拠は審査請求人から示されていないと認められることから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 平成30年4月12日付け保有個人情報訂正請求書「訂正請求の趣旨及び理由」欄記載事項

1 趣旨

同僚が、病気になり、めまいがしたり、耳が聞こえなくなったりして病院に行って薬を飲んでいる原因を特定氏名Xに訂正すること。

2 理由

特定氏名Yが自ら自白した文書を特定署が持っているため。